



死亡保険金・入院給付金などを

お支払いする場合または お支払いできない場合の 具体的な事例

死亡保険金・入院給付金などのお支払いにはいくつかの条件があり、保険種類や加入時期などによっても取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、お手元の保険証券や約款をご確認ください。

死亡保険金・入院給付金などを
お支払いする場合またはお支払いできない場合を理解いただくために、
よくある具体的事例を参考として次ページ以降に掲載しています。
(すべての事例を網羅しているものではありません。)



事例 1

災害死亡保険金のお支払い【不慮の事故】

災害死亡保険金は、死亡の原因が約款に定める不慮の事故に該当する場合にお支払いします。

請求手続き

もれなくご請求いただくために

具体的な事例

参考資料

お支払いする場合

横断歩道を渡っていたところ、**交通事故**に巻き込まれ、頭を強打して「**急性硬膜下血腫**」となり、死亡した場合

約款で定める「**対象となる不慮の事故**」に該当しますので、お支払いします。



お支払いできない場合

「**脳梗塞**」の後遺症のために、食物を飲み込むことが困難となっている状態で、食物をのどにつまらせて**窒息死**した場合

病気による^{えんげ}嚥下障害がある方の**窒息**は、約款に定める不慮の事故から除外されているため、お支払いできません。



解説

「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
なお、上の例のように約款に定める不慮の事故から除外されている事故もあり、
その場合は災害死亡保険金をお支払いできません。(普通死亡保険金はお支払いします。)

災害死亡保険金のお支払い【免責事由】

災害死亡保険金は、約款に定める免責事由に該当しない場合にお支払いします。
免責事由は契約内容によって異なります。

お支払いする場合

被保険者の不注意

被保険者が**自転車**で**脇見運転中**に、誤って道路脇の用水路に転落して死亡した場合

軽度の酒酔い状態での事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた自動車にはねられて死亡した場合

いずれも、約款に定める**免責事由に該当しません**ので、お支払いします。

お支払いできない場合

被保険者の重大な過失

被保険者が自動車を運転し、**危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走**して対向車と衝突し、死亡した場合

泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところを自動車にはねられて死亡した場合

酒気帯び運転中の事故

法令に定める**酒気帯び状態で自動車を運転中**に交通事故で死亡した場合

無免許運転中の事故

無免許で自動車を運転している間に交通事故で死亡した場合

いずれも、約款に定める**免責事由に該当するため**、お支払いできません。

解説

約款で、災害死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当するときには、災害死亡保険金をお支払いできません。(普通死亡保険金はお支払いできる場合があります。)

《上の例以外の免責事由の例》

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 受取人の故意または重大な過失(その者が一部の受取人のときは、残額をお支払いします)
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障害の状態を原因とする場合

事例 3

入院給付金のお支払い【治療目的】

入院給付金は、病気やケガの治療を目的とした入院の場合にお支払いします。

請求手続き

もれなくご請求いただくために

具体的な事例

参考資料

お支払いする場合

血尿が出たため病院で受診したところ、医師より、原因を調べるための**検査入院が必要であると指示を受けた**ため、入院した場合

入院

身体の異常を原因とした医師の指示による検査入院ですので、病気の治療の一環としてお支払いします。

お支払いできない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院した場合

入院

病気やケガの治療を目的とした入院ではないため、お支払いできません。

解説

入院給付金は、疾病や不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたときにお支払いするため、**健康診断や人間ドックなどを目的として入院されたときにはお支払いできません。**

ただし、何らかの身体的な異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院された場合は、「治療を目的とした入院」として、入院給付金をお支払いします。

事例 4

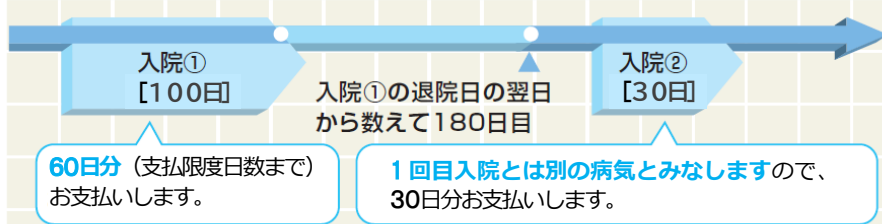
入院給付金のお支払い【支払限度日数】

入院給付金は、入院日数が約款で定める「1回の入院に対する支払限度日数」かつ「通算の支払限度日数」以内の場合にお支払いします。

「限定告知型医療特約（60日限度のタイプ）」の場合

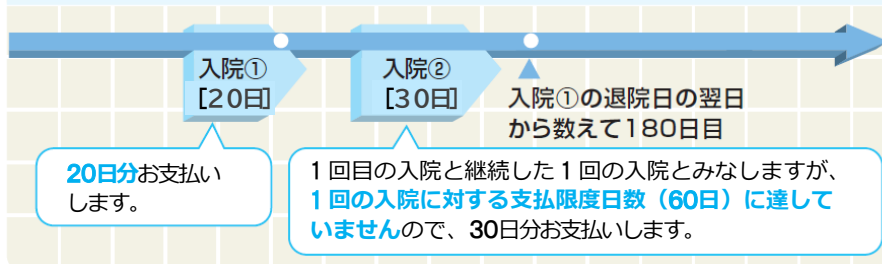
お支払いする場合

病気により**100日間**入院し、退院日の翌日から数えて**180日以上経過後**に再び同じ病気で**30日間**入院した場合



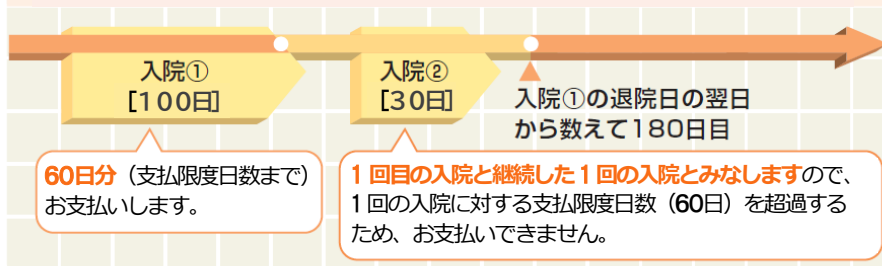
お支払いする場合

病気により**20日間**入院し、退院日の翌日から数えて**180日以内**に再び同じ病気で**30日間**の入院を開始した場合



お支払いできない場合

病気により**100日間**入院し、退院日の翌日から数えて**180日以内**に再び同じ病気で**30日間**の入院を開始した場合



請求手続き

もれなくご請求いただくために

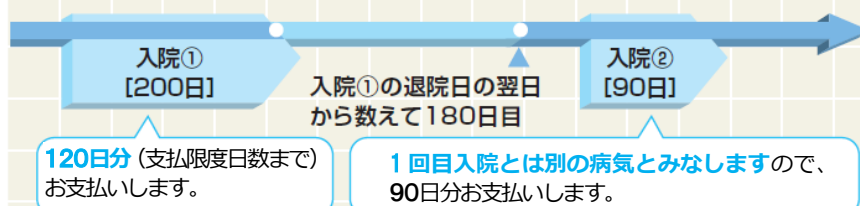
具体的な事例

参考資料

「限定告知型医療特約」（120日限度のタイプ）の場合

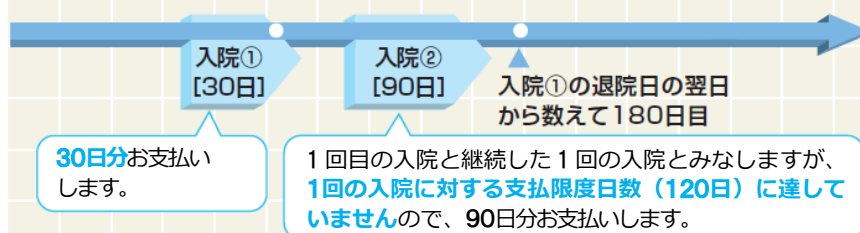
お支払いする場合

病気により**200日間**入院し、退院日の翌日から数えて
180日以上経過後に再び同じ病気で**90日間**入院した場合



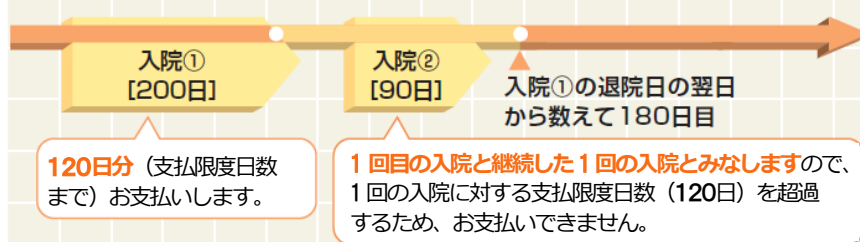
お支払いする場合

病気により**30日間**入院し、退院日の翌日から数えて
180日以内に再び同じ病気で**90日間**入院を開始した場合



お支払いできない場合

病気により**200日間**入院し、退院日の翌日から数えて
180日以内に再び同じ病気で**90日間**の入院を開始した場合



解説

契約内容により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められているため、その日数をこえた入院については、入院給付金をお支払いできません。同じ病気で2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から数えて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。

事例 5

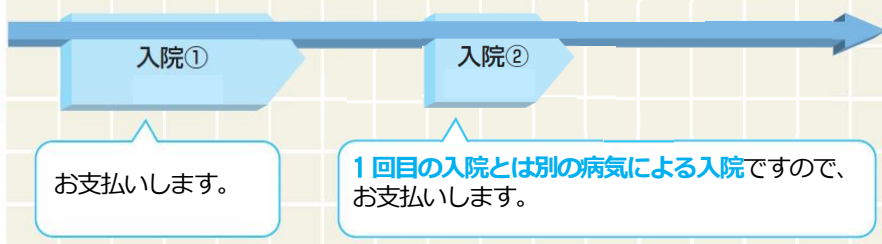
入院保障充実給付金のお支払い【給付対象となる入院】

入院保障充実給付金は、2回以上の入院をした場合でも、約款で定める「継続した1回の入院」については1回のみお支払いします。

以下では「限定告知型入院保障充実特約」について説明しますが、「入院保障充実特約(09)」などの場合は要件が異なりますのでご注意ください。

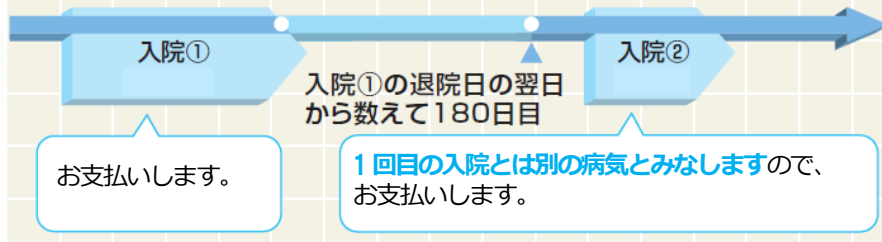
お支払いする場合

病気により入院し、退院後、**別の病気**で入院した場合



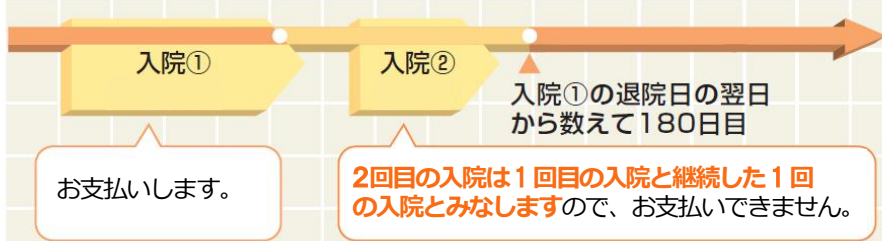
お支払いする場合

病気により入院し、退院日の翌日から数えて
180日以上経過後に再び同じ病気で入院した場合



お支払いできない場合

病気により入院し、退院日の翌日から数えて
180日以内に再び同じ病気で入院した場合



解説

入院保障充実給付金は、継続した1回の入院について1回のみ支払います。同じ病気で2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から数えて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなし、入院保障充実給付金はお支払いできません。

請求手続き

もれなくご請求いただくために

具体的な事例

参考資料

事例 6

手術給付金のお支払い【給付対象となる手術】

手術給付金は、約款に定める手術であること、入院時手術給付金は入院中に施行された手術であることなど、契約内容ごとの支払理由に該当する場合にお支払いします。以下では「限定告知型医療特約」について説明しますが、「総合医療特約」などの場合は要件が異なりますのでご注意ください。

「限定告知型医療特約における手術給付金」の場合

手術給付金額：一律、入院給付日額の10倍となります。

お支払いする場合

「虫垂炎」と診断され、「虫垂切除術」を受けた場合

手術

虫垂切除術

「虫垂切除術」は約款に定める手術ですので、お支払いします。

お支払いできない場合

「扁桃炎」と診断され、「扁桃摘出術」を受けた場合

手術

扁桃摘出術

「扁桃摘出術」は約款に定める手術ではないため、お支払いできません。

「限定告知型医療特約における入院時手術給付金」の場合

手術給付金額：一律、入院給付日額の5倍となります。

お支払いする場合

「扁桃炎」と診断され、入院中に「扁桃摘出術」を受けた場合

入院

手術

扁桃摘出術

入院中に受けた所定の手術ですので、お支払いします。

お支払いできない場合

「扁桃炎」と診断され、外来扱いで「扁桃摘出術」を受けた場合

手術

扁桃摘出術

入院中に受けた手術ではないため、お支払いできません。

解説

契約内容により、手術給付金・入院時手術給付金の支払対象となる要件が異なり、それぞれの要件に該当しない場合には、お支払いできません。

なお、支払対象となる手術の範囲は、当社の担当者またはスマセイコールセンターまで事前にお問い合わせください。

事例 7

保険料払込免除のお取扱い【高度障害状態】

不慮の事故を原因とした高度障害状態による保険料払込免除は、約款に定める高度障害状態の場合に対象となります。

対象となる場合

契約加入後の交通事故によって脊髄を損傷し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合

終身常に介護を要する状態に該当しますので、対象となります。



対象とならない場合

交通事故の後遺症として半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合

終身常に介護を要する状態に該当しないため、対象となりません。

解説

不慮の事故を原因とした高度障害状態による保険料払込免除は、責任開始日より前に発生した不慮の事故による傷害を原因として約款所定の高度障害状態に該当する場合、または回復の見込みがある場合には対象となりません。

なお、約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法に定める状態とは異なります。国の法律である身体障害者福祉法では、例えば、以下のような場合に**身体障害者等級の第1級に該当しますが、約款所定の高度障害状態の要件には該当しないため、対象とはなりません。**

- 心臓の機能の障害により、ペースメーカーを埋め込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- 腎臓の機能の障害により、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの（人工透析療法など）

死亡保険金のお支払い【告知義務違反による解除】

契約の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、契約は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金をお支払いできないことがあります。

お支払いする場合

契約時に「肝硬変」と医師に診断されていることについて、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、契約1年後に「肝硬変」とは**因果関係のない「胃がん」**で死亡した場合

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がないため**お支払いします。



お支払いできない場合

契約時に「肝硬変」と医師に診断されていることについて、告知書で**正しく告知せず**に加入し、契約後1年後に「肝硬変」を**原因とする「肝がん」**で死亡した場合

告知義務違反のため契約は解除となり、お支払いできません。

解説

契約に加入する際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、**故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合**、契約は解除となり、死亡保険金をお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、**因果関係が認められない場合**には、死亡保険金をお支払いします。

ご注意 告知は必ず決められた方式で正確に行ってください！

- 所定の告知画面または告知書に被保険者自身でありのままに正しく入力・記入してください。
- 生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお伝えいただいただけでは告知したことにはなりません。

ご注意 詐欺行為、保険金などの不法取得目的または重大事由があった場合

- 契約に際して詐欺行為や保険金などの不法取得目的があった場合には、契約は取消し・無効となり保険金などをお支払いできず、すでに払い込まれた保険料もお返ししません。
- 契約後、「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」などの重大事由があった場合には、契約は解除となり、保険金などをお支払いできません。